

9

第9部

林業における 労働安全と フォレスターの役割

第1章

フォレスターに求められる役割

林業における労働災害の発生状況は、中長期的にみると減少傾向にあるものの、他産業に比べると発生率が極めて高い水準で推移しており、また災害の程度も死亡災害などの重大災害の割合が多い状況にあります。

さらに、近年の木材の世界的な需要の増加や海運コストの上昇等に伴う輸入木材の価格の上昇などから、国産材への期待が高まっており、需要拡大に伴って全国の素材生産現場においては、事業量等の増大から過度な労働による事故の危険性が増大しかねない状況にあります。

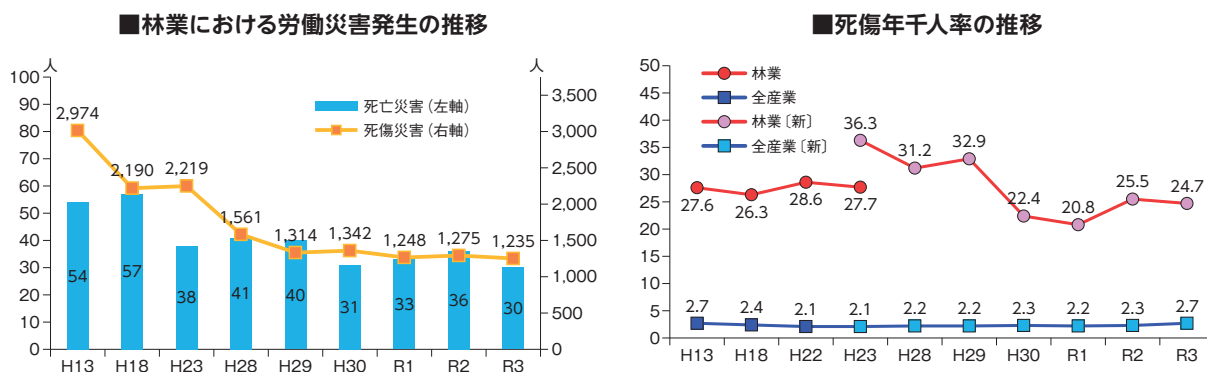
労働安全に関する法令上の指導監督権限は都道府県労働局や労働基準監督署にあります。フォレスターは長期的視点に立った地域の森づくりを計画し、的確に指導できる技術者であり、その役割には林業における安全な職場環境の構築の支援も含んでいるといえます。

今後、皆伐や搬出間伐などの木材生産の増加が見込まれる中、林業労働災害防止のため、フォレスターは安全作業の基本的事項等が適切に実施されていない場合、森林経営計画を作成する森林施業プランナーおよびその計画に基づき現場で森林整備を担う現場管理責任者(フォレストリーダー)などに対して指導・助言を行うことが求められます。

その際、フォレスターは、以下の各局面等において関係者に「なぜ安全作業ができないのか」という考え方から「どうすれば安全作業ができるのか」という発想の転換を求めていく必要があります。

1 林業労働災害の現状と課題

林業における労働災害の発生件数は、長期的に見ると全体的に減少傾向を示しています。しかしながら、近年は死亡災害件数、死傷災害件数ともに横ばい傾向となっており、令和3(2021)年の林業における死亡災害は30件、死傷災害は1,235件となっています。林業における労働災害の発生率(死傷年千人率)は24.7(令和3年)となっており、全産業の2.7(令和3年)の約10倍程度と極めて高い数値となっています(図9-1)。



資料：労働者死傷病報告(厚生労働省)

資料：業種別死傷年千人率(厚生労働省)

注1：死傷年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数(休業4日以上)の割合。

注2：平成24年より算定基礎を「労働者災害補償保険事業年報」及び「労災保険給付データ」から「労働者死傷病報告書」及び「総務省労働力調査」に変更。

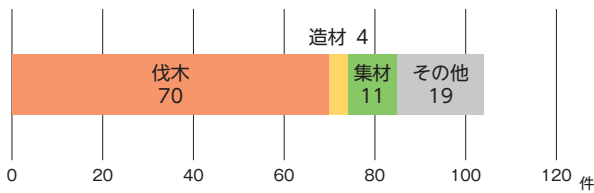
図9-1 林業労働災害の現状

林業労働災害の発生を防止し、死傷災害件数を減少させることは喫緊の課題となっています。

林野庁では、令和3(2021)年6月に閣議決定した新しい森林・林業基本計画において、今後10年で林業の死傷年千人率を半減させる目標を掲げ、林業労働安全の確保に向けて対策を強化としています。

林野庁において、平成29(2017)年から令和元(2019)年に発生した全国の林業労働災害の発生状況について分析を行ったところ、以下のような傾向が見られるところです(図9-2)。

○作業別の林業死亡災害の発生件数



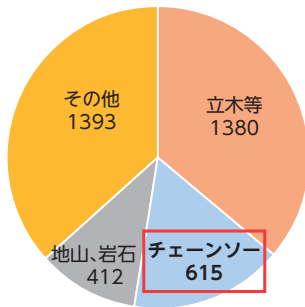
資料：林野庁業務資料
注：平成29年から令和元年の死亡災害104件について作業種ごとに分析。

○作業種類と誘因事象による分類

作業種類	誘因事象					
	かかり木が外れ、跳ね	伐倒木と障害物が接触し	伐倒木が裂け	伐倒方向がずれ	なし	不明
チェーンソー伐倒		11	9	6	5	7
かかり木処理	19	3				
作業者による伐倒、伐倒補助				1		
不明						1

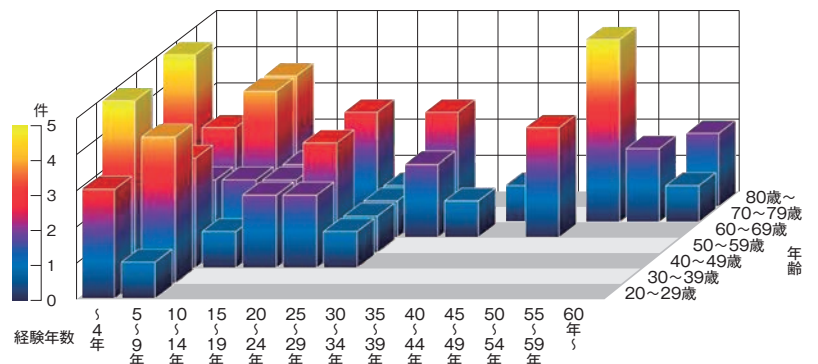
資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業(令和3年3月)より

○起因物別の林業傷害事故の発生件数



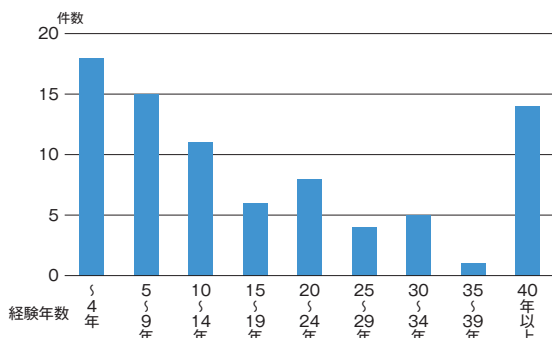
資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業(令和3年3月)を一部改変
注：平成29年から令和元年の林業の傷害事故3800件について分析。
その他は、その他の一般動力機械や伐木等機械、走行集材機械等。

○経験年数・年齢別の林業死亡事故件数



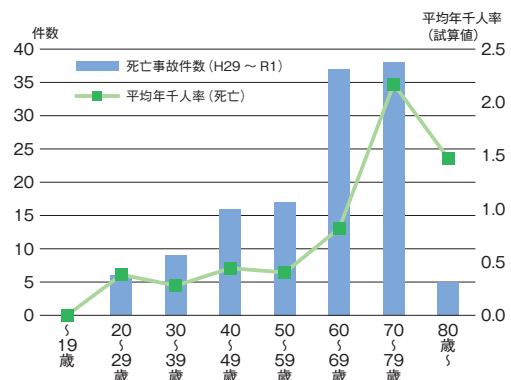
資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業(令和3年3月)より
注：平成29年から令和元年までの死亡災害82件について分析。

○経験年数別の林業死亡事故件数



資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業(令和3年3月)を一部改変
注：平成29年から令和元年までの死亡災害82件について分析。

○年齢別の林業死亡事故の発生件数



資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業(令和3年3月)より
注：平成29年から令和元年までの死亡災害82件について分析。

図9-2 林業労働災害の主な発生状況

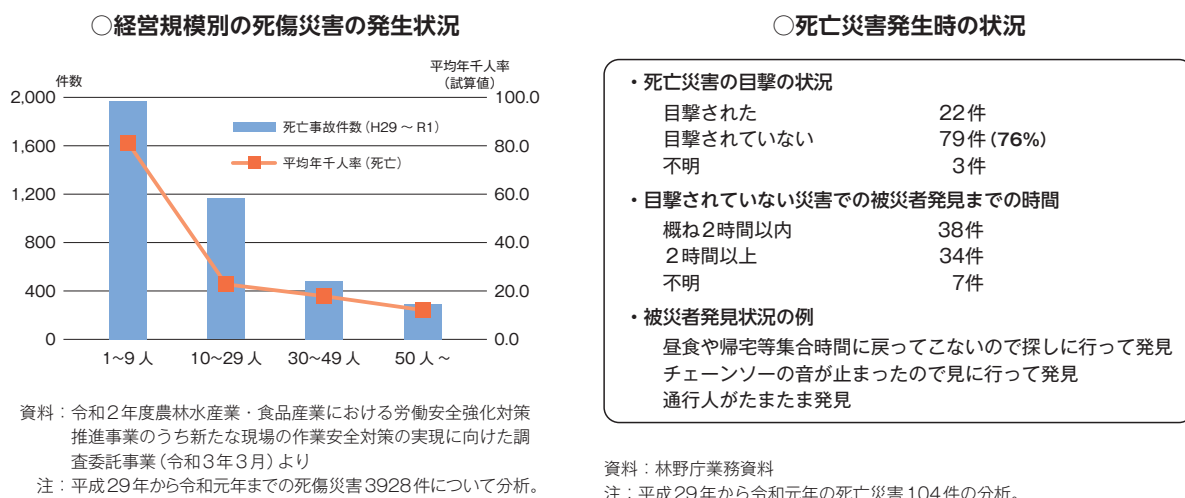


図9-2 林業労働災害の主な発生状況(つづき)

(分析結果)

- ①伐木作業時の死亡災害が約7割を占める
- ②かかり木が関係する死亡災害が多い
- ③チェーンソーによる作業時の切創事故が多い
- ④経験の少ない従事者に死亡災害が多い
- ⑤経験のある従事者でも死亡災害が多い
- ⑥高齢者の死亡災害・傷害事故が多い
- ⑦小規模な事業者での発生件数が多い
- ⑧都道府県ごとに林業労働災害の発生状況が異なる
- ⑨災害発生を速やかに認知できない
- ⑩一人親方等も死亡災害が多い

林業の労働災害発生件数を削減していくためには、これらの状況を踏まえて対策を強化していく必要があります。

2 経営トップに対する指導・助言

労働者の安全と健康を確保するためには、労働安全衛生関係法令に基づく措置の徹底を図ることはもとより、事業者による創意工夫を凝らした「自主的取組」を推進することが極めて重要です。

一方、事業者の中には、安全衛生に関する「自主的取組」の実施には、労力とコストを要することから、企業経営と相反するものであると認識している方も存在します。

しかしながら「安全」は、企業が果たすべき「社会的責任」の中でも最も優先されるべき事項であるとともに、「安全」を徹底することは森林作業から無理や無駄をなくすことになり、結果的に「生産性」を高めることにつながります。フォレスターは経営トップと直接対話することで、「安全」をおろそかにした結果、一度でも災害を発生させた場合には企業経営に重大な支障をきたすことがあることや「安全」は事業継続のための必要不可欠な投資であることを理解させることが必要です。

3 森林経営計画の作成段階での 森林施業プランナー等に対する指導・助言

森林経営計画作成段階では、森林施業プランナー等が作成した森林経営計画の内容について、労働安全の観点から指導・助言します。

例えば、森林経営計画に記載されている森林作業道の規格（幅員や縦断勾配）が地形や地質に応じて決められた道の規格として合致し、安全に作業できる林業機械が選択されているかチェックします（参考図書「路網作設オペレーター養成事業研修教材2010森林作業道づくり」P20 傾斜に応じた作業システムと幅員、参照）。

また、走行速度が遅い林内作業車（フォワーダ）を保有している林業事業者が、山土場から森林作業道の終点まで1 km以上もある森林作業道を計画している場合では、作業効率が上がらないばかりか、生産性を高めようとするあまり現場で過積載が行われかねません。仮に森林施業プランナーが急勾配の森林作業道を計画しているのであれば、そのように計画せざるを得ないその原因を究明し、その課題解決にアドバイスする役目をフォレスターは持っているのです。

つまり、安全な作業が確保できるよう森林作業道の規格や構造、線形の見直しを指導・助言するなど、計画段階において的確にチェックすることがフォレスターとしての重要な役割です。

この場合、地形や地質・土質、さらには環境に対する影響も見極めて森林作業道の指導、助言を行うことも重要なポイントとなります。

4 森林経営計画の実行監理段階での 経営トップ等に対する指導・助言

森林経営計画の実行・監理段階では、フォレスターは市町村からの技術支援の要請に基づき、市町村職員とともに森林経営計画どおり現場が適切に実施されているかどうか、現場や事業者を巡回指導します。

この際、林業労働災害の防止に向け、現場では現場技能者が危険作業をしていないか、また事業者の安全管理体制などに対しても助言する役目がフォレスターに求められています。

近年の調査研究（山田容三「林業事業者の労働安全衛生活動と労働災害」）から、以下の活動が労働災害の発生を予防する効果として挙げられています。

「危険予知活動（KY活動）、危険箇所への注意標識の設置、指差し呼称、リスクアセスメント、安全表彰制度、ヒヤリハットなどの定期的な実施、安全作業のマニュアル化、事業者独自の安全基準の作成、過去の経験をマニュアルに生かすこと、安全活動内容の定期的見直しや、作業安全教育訓練の定期的見直し、安全管理方針の明文化」

このうち、経営トップ向けに対してはリスクアセスメント、安全表彰制度、危険予知訓練などの定期的な実施、安全作業のマニュアル化、事業者独自の安全基準の作成、安全活動内容や作業安全教育訓練の定期的な見直し、緊急連絡体制の整備と定期的な訓練、安全管理方針を明文化すること、事業者責任で防護着衣等の安全衛生装備の配備をするよう適宜、指導・助言することが必要です。また、現場あるいは作業班ごとに安全担当者を設置しているかを確認し、設置していない場合は経営者に指導することも必要です。

一方、現場レベルでは、フォレスターが現場を巡回した際に、危険予知活動を含めたツールボックスミーティング¹⁾を毎朝行っているか(その内容についても確認)、危険箇所には注意標識が設置されているか、また現場技能者が「指差し呼称」を行っているか、こうした活動がなされていない場合には、経営トップ等に対し、こうした活動が労働災害防止に効果があることを理解させることが大切です。

また、現場技能者が法令に基づいた作業を実施しているか確認することはもとより、日ごろ現場技能者との会話を通じ、危険予知についての心構えを聴くことも大切です。さらに、彼らとの会話の中から林業機械の安全上の改善点など聞き取って機械メーカーに意見することも重要です。

とりわけ危険作業が伴う林業の現場『危険を冒して労働生産性向上やコスト低減はあり得ない』、『一に安全、二に環境、三に生産性』を心に刻み、安全管理の率先垂範者として現場巡回の時はフォレスター自ら防護服を身に纏うなど、安全意識の高揚に取り組むことが必要です。林業労働災害を防止するためにも、フォレスターの役割は極めて重要です。

5 リスクアセスメントの推進

今後の森林整備においては、これまで以上に計画的かつ、効率的な作業の実施が求められるため、想定される作業ごとに、「作業に潜む危険の芽」を摘み取ることが重要になります。

このため、作業計画の作成に当たっては、労働安全衛生関係法令に基づく措置の徹底はもとより、整備対象となる森林について最もよく知る事業者自らが、現場技能者の参加の下、「リスクアセスメント」を実施することが重要です。

フォレスターは、上記の趣旨を事業者十分に理解させるとともに、作業計画の作成に当たってリスクアセスメントの積極的な実施を指導することも重要な役割です。

また、林業の事業体は一般に小規模なものが多く、事業者自らが作業ごとのリスクの評価を実施することができない場合も多いため、リスクアセスメントの実施に当たっては、既存のマニュアルを活用する等により、労働災害防止上効果があるものとなるよう、フォレスターは必要な指導を行うことが大切です。

6 労働基準行政との連携

上記の取組とともに、フォレスターは各都道府県の林務部局や都道府県労働局、労働基準監督署、労働災害防止団体等と連携の上、集団指導会等の合同開催や安全パトロールの共同実施など、効率的、効果的な指導を実施することも必要です。

1) ツールボックスミーティングとは、作業開始前の時間を使って工具箱(ツールボックス)のそばに集まった仕事仲間が安全作業について話し合い(ミーティング)をするというアメリカの風習を取り入れた現場で行う安全作業の1つの方法で、安全常会、職場安全会議などとも呼ばれ、その内容は、その日の作業内容、進め方と安全の関係、特に危険な箇所の明示とその対策、同じ場所で同時に他の作業が行われる場合の注意事項等です。

第2章

労働安全法令等について

1 労働安全衛生法と安全衛生管理体制

林業労働災害を防止するために、各種の法律、規則が定められていますが、その体系は労働安全衛生法を中心に、これを実施するために必要な細部規則は労働安全衛生規則に定めています。

労働安全衛生法は、労働災害防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化、自主的活動の促進の措置により、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする法律であり、我が国における労働災害防止対策の基本となる法律です。

事業者は、労働安全衛生法で定める労働災害の防止のための最低基準を遵守することはもちろんですが、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、労働者の安全と健康を確保するようしなければならず、危険な作業をさせた場合は罰則を受けることになります。

一方、労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならないとされています。

安全衛生管理体制とは、事業者が労働災害防止活動を行うために必要な体制であり、以下のようなものを選任、設置が必要とされています。

- 安全衛生推進者（労働者数10人以上50人未満の場合）
- 安全管理者、衛生管理者（労働者数50人以上）
- 総括安全衛生管理者（労働者数100人以上の事業所）

また、平成31年2月には労働安全衛生規則の一部を改正する省令等が公布され、伐木作業等における安全対策が強化されました（図9-3）。


労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の概要
 （伐木作業等における安全対策の強化）

1 改正の趣旨


「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業における危険並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について見直しを行う。

2 主な改正の内容


- (1) 伐木の直径等で区分されているチェーンソーによる伐木等の業務の特別教育を統合すること。
- (2) 伐木作業等における危険を防止するために、次の事項を規定すること。
 - ① 伐木作業において、受け口を作るべき立木の対象を胸高直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等立木を伐倒するときの措置を義務付けること。
 - ② 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定すること。（図1～図3）
 - ③ 事業者は、伐木作業において、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定すること。
 - ④ 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けること。（図4）




(図1) かかり木の処理



(図2) かかられている木の伐倒



(図3) 浴びせ倒し



(図4) 下肢の切創防止用保護衣

3 施行期日等

○公布日 2019（平成31）年2月12日
 ○施行日 2019（平成31）年8月1日（一部の規定*は公布日、特別教育の部分は2020（平成32）年8月1日）

* 径塵（しゅら）による集材又は造材作業、木馬道及び雪そり造材に係る規定の廃止。

図9-3 労働安全衛生規則の一部改正の概要

2 林業労働災害防止の取組

「労働災害防止計画」は、労働災害防止のための主要な対策等について厚生労働大臣が定める計画で、現在は2023年度から2027年度までの「第14次労働災害防止計画」が定められています。

「計画の目標」として、国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、1人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の指標を定め、労働災害全体として計画期間中に達成することを目指し、

- ①死亡災害については、2022年と比較して2027年までに5%以上減少する。
- ②死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。

とされており、特に林業は前計画に引き続いて重点業種に指定されており、

- ①「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ②林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

とされています。

また、厚生労働省からは林業における伐木作業時の安全対策を強化するため、

- チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日付け基発1207第3号厚生労働省労働基準局長通知）
- 林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン（平成6年7月18日付け基発第461号の3厚生労働省労働基準局長通知）

が発出されており、それぞれに林業労働災害等を防止するための留意事項が記載され、経営者や林業従事者が遵守すべき事項が示されています。

他にも、林業従事者に多い高齢従事者の労働災害防止を図るため、

- 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（令和2年3月16日付け基安発0316第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知）

等のガイドラインが発出されています。

さらに、林野庁からは林業労働安全対策の強化に向けて、近年の労働災害発生状況の分析結果に基づいた、林業経営体経営者や林業従事者に向けた安全対策の留意事項を取りまとめた、

- 林業労働安全対策の強化について（令和3年11月24日付け3林政経第322号林野庁長官通知）を発出しています。

林業労働災害の発生を防止し、災害件数を減少させるためには、必要な安全対策の充実強化を図るとともに、その周知徹底に取り組むことが必要です。

労働災害防止は、労働関係機関等と連携して計画的な取組を実施していくことが必要で、フォレスターは労働災害の実態を十分に熟知して、その役割を果たしていくことが必要です。

3 林業における安全作業実施の基本的事項

以下の事項は「労働安全衛生規則」などに定められたものを林野庁において整理したものです。

① 安全管理体制の整備と安全活動の活性化

事業体の安全管理は、事業主がリーダーシップを発揮して、安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等と連携し、緊急連絡体制の整備・周知等計画的、継続的な活動の実施

② 作業着手段階における安全についての検討と実施

- 作業手法の検討、見直し、改善点の洗い出し
- 安全教育の実施
- リスクアセスメントの実施

③ 安全な職場環境の整備

作業に必要な機械器具等の点検整備、安全表示や作業計画表の提示など安全作業のための職場環境整備

④ 安全な服装や装備の徹底

保護帽の着用、チェーンソー等使用時には耳あて、防護面、ソーチェーンが当たっても身体を保護する靴や防護衣の着用

⑤ ミーティングの実施

- 作業主任者等を中心として作業開始前に、作業配置、方法、注意事項等打ち合わせ
- 作業実施前には危険予知活動（KY活動）の実施
- 作業終了後も、進捗状況やヒヤリハット等の報告・共有

⑥ 整理整頓および健康管理

安全の基本の整理整頓、集材箇所・土場の整理、機械の保守点検、作業開始時等に体をほぐす体操の実施

⑦ 合図、指差し呼称の習慣化

作業の合図などについて十分な打ち合わせと、指差し呼称による安全の確認

⑧ 悪天候時の作業禁止

強風（10分間の平均風速が毎秒10m以上）、大雨（1回の降雨量が50mm以上）、大雪（1回の降雪量が25cm以上）等の悪天候が予想される場合は作業を中止

⑨ ハチ刺され災害の防止

夏場の林業作業で留意すべきものにハチ刺されがあります。刺すハチの中で怖いのはスズメバチとアシナガバチです。特にスズメバチは攻撃性も強く刺された場合危険な状態に陥ることもあり、注意が必要です。日本では、野外で作業する林業従事者はもとより、一般の人々も含めて全国で毎年20人強の方がハチ刺されで亡くなっています。

このため、あらかじめハチアレルギーの検査または診察を受け、重篤なアレルギー反応を起こすおそれのある場合には、自動注射器を携行するなどの対応が必要です。

⑩ 車両系木材伐出機械等に係る安全対策

事業者は、伐木等機械（フェラバンチャ等）、走行集材機械（フォワーダ等）並びに簡易架線集材装置、架線集材機械（タワーヤーダ等）の運転業務から生じる危険を防止するため、運転者席の防護柵等の設置や、これらの運転業務に従事する者に対して特別教育を行うことが義務づけられています。

4 その他林業の現場における労働災害の防止と 林業労働者の福祉の向上のための制度

① 林業作業において必要な林業労働者の免許および技能講習、安全衛生教育等

林業作業に従事する林業労働者は、労働安全を確保するため労働安全衛生法や労働安全衛生規則等で定められている免許や技能講習、安全衛生特別教育等の取得、受講が義務づけられています(表9-1)。

事業者は、林業の現場に労働者を雇い入れる場合には、これらに資格を所持した者でなければ、業務に従事させることができません。フォレスターは、事業者が作業計画等を作成する際には、業務に必要な資格を有した労働者の適正な配置等についても指導・助言を行う必要があります。

② 林業退職金共済制度(独立行政法人 勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部)

林業退職金共済制度は、林業就業者の退職金制度を普及させることにより、就業者の福祉の増進を図り、林業の振興に寄与することを目的としています。「緑の雇用」現場技能者育成推進事業では、林業作業士研修の助成要件に共済加入が必須となっているほか、新規加入の際の掛金負担が軽減等の制度が活用できることから、積極的な加入が求められています。

(林退共HP：<http://www.rintaikyotaisyokukin.go.jp/seido/index.html>)

③ 労災保険特別加入制度(一人親方)(厚生労働省)

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人(一人親方)には特別に任意加入を認めています。

通常的林業における労災保険料率は、60/1,000であるのに対し、一人親方の労災保険料率は、52/1,000と負担が軽減されています。

(特別加入制度HP：

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>)

表9-1 林業関係に必要な主な免許、教育、講習等一覧

区分	講習または教育	時間		関係通達等
		学科	実技	
免許 (法第72条)	林業架線作業主任者免許	50	50	・則第62条 ・昭47告示96 免許規程 ・昭46.4.15 基発321
技能講習 (法第76条第1項)	はい作業主任者技能講習	12	—	・法別表第18号15号(第76条関係) ・昭47告示106 はい講習規程
	小型移動式クレーン運転技能講習 (1トン以上5トン未満)	13	7	・法別表第18号27号(第76条関係) ・平6告示92 クレーン講習規程
	不整地運搬車運転技能講習 (1トン以上)	11	24	・法別表第18号34号(第76条関係) ・平2告示66 不整地講習規程
	玉掛け技能講習 (1トン以上)	11	5	・法別表第18号36号(第76条関係) ・昭47告示119 玉掛け講習規程
	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	13	25	・法別表第18号31(第76条関係) ・昭47告示112 建設機械講習規程
安全衛生特別教育 (法第59条第3項)	伐木等機械の運転の業務	6	6	・則第36条 6の2 ・昭47告示92号 教育規程8条の2
	走行集材機械の運転の業務	6	6	・則第36条 6の3 ・昭47告示92号 教育規程8条の3

表9-1 林業関係で必要な主な免許、教育、講習等一覧(つづき)

区分	講習または教育	時間		関係通達等
		学科	実技	
安全衛生特別教育 (法第59条第3項)	機械集材装置の運転の業務	6	8	・則第36～39条 ・昭47告示92 教育規程9条
	簡易架線集材装置等の運転の業務	6	8	・則第36条 7の2 ・昭47告示92号 教育規程9条の2
	伐木等の業務	9	9	・則第36～39条 ・昭47告示92 教育規程10条
	小型車両系建設機械運転業務 (3トン未満)	7	6	・則第36～39条 ・昭47告示92 教育規程11条
	移動式クレーン運転業務 (1トン未満)	9	4	・クレーン則第67条 ・昭47告示118 クレーン教育規程2条
	移動式クレーン等玉掛業務 (1トン未満)	5	4	・クレーン則222条 ・昭47告示118 クレーン教育規程5条
能力向上教育 (法第19条の2)	安全衛生推進者能力向上教育(林業)	7	—	・則第24条 ・能力向上教育指針(公示1～5号) ・平11.11. 2 基発636号
	林業架線作業主任者能力向上教育	6	—	・則第24条 ・能力向上教育指針(公示1～5号) ・平4.3.17 基発第125号
安全衛生教育 (法第60条の2)	機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育	5	—	・則第40条の2 ・安全衛生教育指針(公示1～4号) ・平4.9.17 基発518号
	チェーンソーを用いて行う伐木等業務従事者安全衛生教育	6	—	・則第40条の2 ・安全衛生教育指針(公示1～4号) ・平4.4.23 基発260号
その他通達	チェーンソー以外の振動工具取扱作業従事者安全衛生教育	4	—	・昭58.5.20 基発258号
	造林作業指揮者等安全衛生教育	6.5	—	・昭60.3.18 基発141号
	刈払機取扱作業従事者安全衛生教育	5	1	・平12.2.16 基発66号
	トラクター等による集材作業の指揮者等に対する安全教育	5.5	—	・昭62.9.25 基発572号
	林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育	6	—	・平3.11.11 基発646号
	林材業リスクアセスメント実務研修	—	—	・平12.9.14 基発577号

※法：労働安全衛生法、則：労働安全衛生規則、告示：厚生労働省告示、基発：労働基準局長通達

5 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範

農林水産業・食品産業の現場では、他の産業と比べても作業事故の発生率が高い傾向にあります。農林水産業・食品産業が継続して発展するためには、若者が未来を託せる安全な職場にしなくてはなりません。作業安全対策のため、現場の事業者の方々に日々作業安全への意識を持つこと、必要な対策を行うことや事業者団体から事業者へ取組への助言や支援が重要です。

そのため、農林水産省では、事業者と事業者団体の方々に日々留意し実行すべき事項を整理した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を有識者会議での議論を踏まえて、令和3(2021)年2月に、「共通規範」と「個別規範」を策定しています。

「個別規範(林業)」では、事業者の経営者が実施すべき具体的な取組事項を整理し、取組事項を実施する背景や必要性等について解説資料で説明しています。また、事業者が確認を行いやすいようチェックシートを提示していますので、それらも活用して、作業安全推進に向けた指導、助言を行うことも必要です(図9-4)。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範①

- 農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議において、農林水産業・食品産業における作業安全を推進するため、事業者等における留意事項等を整理した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を策定。
- 農林水産業・食品産業に共通する基本的な考え方を整理した「共通規範」と、林業・木材産業分野における具体的な取組事項を整理した「個別規範（林業分野・木材産業分野）」から構成され、それぞれ「事業者向け」と、事業者を傘下会員・組合員とする「事業者団体向け」に整理。

＜共通規範＞

【事業者向け】

- いのちを守る作業安全は全てに優先する。
- 作業安全の確保は経営が継続発展するための要である。
- 作業安全確保のために必要な対策を講じる。

(1) 人的対応力の向上

(2) 作業安全のためのルールや手順の順守

- 資機材、設備等の安全性の確保
- 作業環境の整備
- 事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用

4 事故発生時に備える。

- 労災保険への加入等、補償措置の確保
- 事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施
- 事業継続のための備え

【事業者団体向け】

- いのちを守る作業安全は全てに優先する。
- 作業安全の確保は産業が成長するための要である。
- 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う。
- 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。

＜個別規範（林業・木材産業）抜粋＞

【事業者向け】

- 作業安全確保のために必要な対策を講じる

(1) 人的対応力の向上（共通規範3(1)関係）

- 作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。
- 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。
- 作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人技能実習生等を受け入れている場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。
- …
- …

(2) 作業安全のためのルールや手順の順守（共通規範3(2)関係）

- …
- …

【事業者団体向け】

- 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う（共通規範3関係）

- 構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。
- 構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。
- …

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範②

- 個別規範の事項ごとに、取組の必要性や具体的な取組内容等を記載した「解説資料」及び取組事項の実施状況の点検にご活用いただけるよう「チェックシート」も用意。
- チェックシートについては、令和3年度から一部の事業で提出を義務化。

＜解説資料（林業・木材産業）抜粋＞

【事業者向け】

- 作業安全確保のために必要な対策を講じる。
 - 1-(1) 人的対応力の向上
 - 1-(1)-① 作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。

【取組の必要性】

労働契約法では、経営者に安全配慮義務が規定されています。作業事故防止のためには、経営のトップや事業場の責任者が従業員の安全を経営課題として認識し、作業事故防止に向けた方針を表明することが極めて重要です。

また、作業事故防止のためには、具体的な対策に取り組む必要があります。そのため、作業事故防止に向けた具体的な取組の目標を設定し、従事者がそれに意識して行動できるようにすることが重要です。

【具体的な取組内容等】

「作業従事者との良好なコミュニケーションのもとに、安全の確保を実現する」、「関係法令の遵守と必要な研修・教育等の実施」、「継続的な安全水準の向上を目指す」など、こうした見地を方針として作成し、従事者全員に周知しましょう。

また、「当該年度において作業安全に関する点検等を行う回数」、「当該年度における作業安全に関する研修等への参加回数」など、作業事故防止に向けた具体的な取組の目標を設定し、従事者全員に周知しましょう。

【参考】労働契約法

使用者（その使用する労働者に対して賃金を支払うことです。）は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする（労働契約法第5条）。

＜チェックシート（林業・木材産業）抜粋＞

【事業者向け】

具体的な事項		○実施 ×実施していない △今後、実施予定 ―該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人技能実習生等を受け入れている場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	

【事業者団体向け】

具体的な事項		○実施 ×実施していない △今後、実施予定 ―該当しない
1	構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う	
1-①	構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。	
1-②	構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。	
1-③	構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。	

図9-4 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範

第3章

リスクアセスメントの推進

災害という結果だけでなく、災害の原因である危険に目を向けることが大切です。「危険をよみ、災害の芽をつむ」ための効果的な手法がリスクアセスメントです。リスクアセスメントのねらいは、作業現場で、労働災害が発生しそうなところを前もって全般的に洗い出し、事前にどれくらい危険かを体系的に評価し、その評価の大きさに従ってきちんと対策を実施することで作業がどれくらい危険か（リスク）を分析、算定し、事前に評価（アセスメント）することです。リスクアセスメントの重要なポイントは、危険要因の洗い出しです。危険予知活動（KY活動）を通じて磨かれたリスク感覚がリスクアセスメントに生きてきます。

平成17（2005）年の「労働安全衛生法」の改正で、「事業者は危険性等の調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じるよう努めなければならない」と規定され、現在では多くの事業者で実践されています（図9-5）。

リスクアセスメントの手順

手順1 危険性または有害性の特定

機械・設備、原材料、作業行動や環境などについて危険性又は有害性を特定します。ここでの危険性又は有害性とは労働者に負傷や疾病をもたらす物、状況のことで、作業者が接近することにより危険な状態が発生することが想定されるものをいいます。危険性又は有害性は「ハザード」ともいわれます。



手順2 危険性または有害性ごとのリスクの見積り

特定したすべての危険性又は有害性についてリスクの見積りを行います。リスクの見積りは特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度と発生可能性の度合の両者の組み合わせで行います。



手順3 リスク低減のための優先度の設定・リスク低減措置内容の検討

危険性又は有害性について、それぞれ見積られたリスクに基づいて優先度を設定します。



手順4 リスクの低減措置の実施

リスクの優先度の設定の結果にしがい、リスクの除去や低減措置を実施します。リスク低減措置は、基本的に次の優先順位で検討、合理的に選択した方法を実施します。

- 1 設計や計画の段階における危険な作業の廃止、変更等
- 2 インターロックの設置等の工学的対策
- 3 マニュアルの整備等の管理的対策
- 4 個人用保護具の使用

実施時期

- 1 設備、原材料、作業方法などを新規に採用し、又は変更するなどリスクに変化が生じたときに実施
- 2 機械設備等の経年劣化、労働者の入れ替わり等を踏まえ、定期的な実施
- 3 既存の設備、作業については計画的に実施

図9-5 リスクアセスメント手順

